

令和6年度 第1回 西猪名公園管理運営協議会

日時：令和6年7月12日（金）13：00～15：00

場所：アイホール（伊丹市立演劇ホール）

3F カルチャールーム

次 第

- 1 開会
- 2 西猪名公園報告事項（資料1～資料5）
- 3 令和5年度あり方検討に係る継続協議事項等について（資料6-1～資料8）

【資料】

出席者名簿

配席図

設置要綱（西猪名公園管理運営協議会）

（資料1）公園概要

（資料2）R5年度 西猪名公園利用状況

（資料3）公園ボランティア活動

（資料4）サクラの樹勢調査

（資料5）ナイトラグーン&カフェチラシ

（資料6-1）令和5年度管理運営協議会における主な意見一覧

（資料6-2）ソフト事業に係る意見

（資料6-3）ハード整備に係る意見

（資料7-1）主な園内活動一覧

（資料7-2）主な園内活動マップ

（資料8）次期指定管理公募等スケジュールについて

第1回 西猪名公園管理運営協議会 出席者名簿

(1) 委員

氏名	所属・役職	備考
家永 薫	兵庫県 阪神北県民局 宝塚土木事務所長	代理出席 所長補佐兼管理第1課長 井上 隆
小坂 美保	神戸女学院大学 准教授	
藏原 亜紀	NPO法人 育ちあいサポートブーケ 代表理事	
阪本 一生	川西市 土木部 公園緑地課長	
首藤 健一	兵庫県 まちづくり部 公園緑地課長	代理出席 副課長兼企画管理班長 藤田 朝彦
高津 一男	伊丹市 都市交通部 みどり公園室 みどり自然課長	
辻井 玲子	ひょうごまちなみガーデンショー実行委員会 委員	
長瀨 伸貴	神戸芸術工科大学 教授	
松山 幸一郎	久代コミュニティ協議会 会長	
森 信子	ねこの手 代表	

(2) 兵庫県

氏名	所属・役職	備考
北田 智広	まちづくり部 公園緑地課 特定プロジェクト 班長	
谷田 真一朗	まちづくり部 公園緑地課 特定プロジェクト 主任	
鶴 真彩	まちづくり部 公園緑地課 特定プロジェクト 主事	

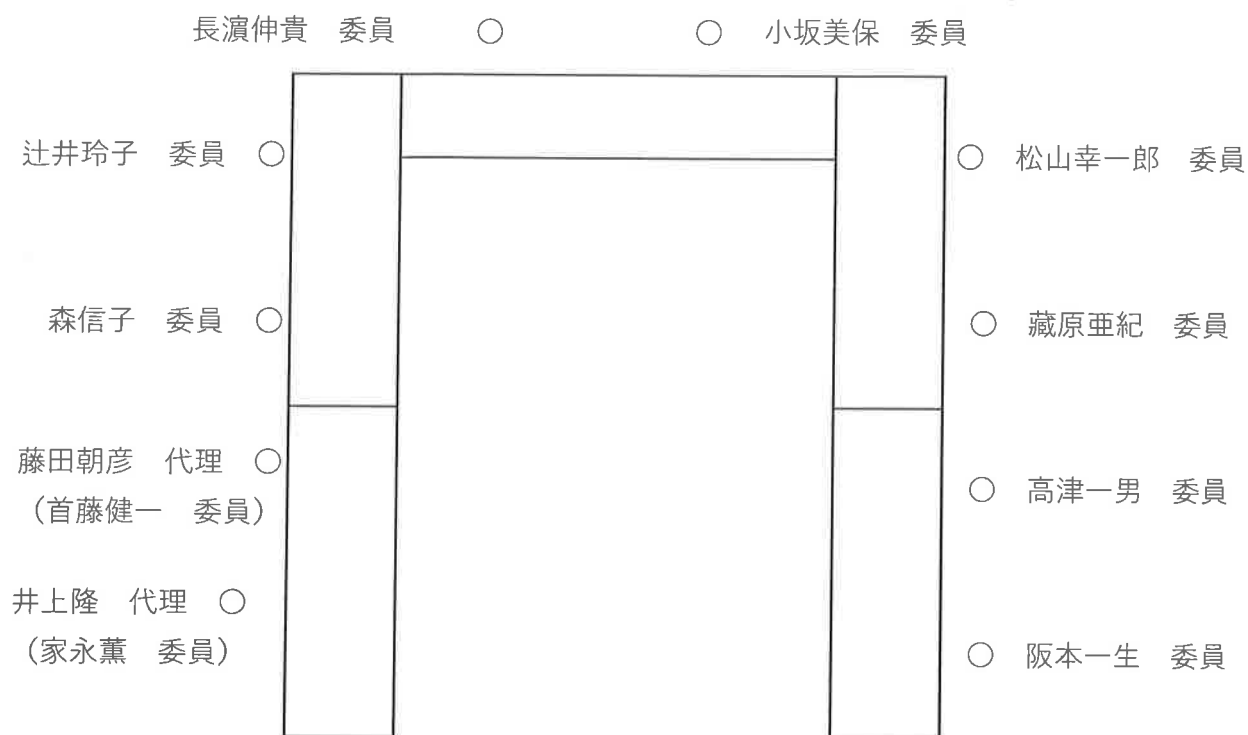
(3) 事務局

氏名	所属・役職	備考
有本 和敏	西猪名公園管理事務所 所長	
河田 喜久美	西猪名公園管理事務所 課長	
加藤 彰	ミズノ株式会社 支配人	

第1回西猪名公園管理運営協議会 配席図

日時：令和6年7月12日（金）

場所：アイホール 3階カルチャールーム



【事務局・兵庫県】

西猪名公園	兵庫県	兵庫県
○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○
○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○
○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○

西猪名公園管理運営協議会 設置要綱

(設置)

第1条 西猪名公園の施設や資源を有効に活用し、参画と協働を促すための管理運営手法について広く意見を聞くため、西猪名公園管理運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 公園の管理運営のあり方に関すること。
- (2) 公園の豊富な資源や施設の有効的な利活用に関すること。
- (3) 公園利用者と地域住民の参画と協働の具体的な取り組みに関すること。
- (4) その他設置目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

- 2 協議会に会長及び副会長を置く。
- 3 会長は委員の互選によって定める。
- 4 会長は協議会を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は会長の指名により選任する。
- 6 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときはその職務を代理する。
- 7 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

(専門委員)

第4条 協議会に、専門の事項を調査又は協議させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、学識経験等を有する者その他会長が必要と認める者を、協議会に諮った上で、会長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査又は協議が終了したときは、解任されるものとする。

(会議)

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会議の議長は、会長がこれに当たる。
- 3 協議会は、委員の過半数の出席（オンライン会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をする方式をいう。）を利用した会議への出席を含む。以下同じ。）がなければ、会議を開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決定し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 5 有識者分野を除く委員が、事故その他のやむを得ない理由により会議に出席できないときは、会長の承認を得て、代理人を出席させることができることとし、代理人の出席をもって当該委員の出席とみなす。この場合において、代理人はあらかじめ会長に委任状を提出しなければならない。
- 6 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を述べさ

せ、又は説明させることができる。

7 会議は公開とする。

(謝金)

第6条 委員又は専門委員が、協議会の職務を行うために会議その他の協議会の職務に従事したときは、別に定めるところにより、謝金を支給する。

2 代理人が、第5条第5項の規定に基づき協議会の職務を行うために会議その他の協議会の職務に従事したときは、代理人に対して委員本人と同額の謝金を支給する。

(旅費)

第7条 委員又は専門委員が、協議会の職務を行うために会議に出席し、又は旅行したときは、別に定めるところにより、旅費を支給する。

2 代理人が、第5条第5項の規定に基づき協議会の職務を行うために会議に出席し、又は旅行したときは、別に定めるところにより、旅費を支給する。

(事務局)

第8条 協議会の事務を処理するため、事務局を西猪名公園管理事務所に置く。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年9月15日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

選 任	氏 名	所 属 等	
学識経験者	長濱 伸貴	神戸芸術工科大学 教授	
	小坂 美保	神戸女学院大学 准教授	
公園利用者 地元活動団体	藏原 亜紀	NPO法人育ちあいサポートブーケ 代表理事	
	辻井 玲子	ひょうごまちなみガーデンショー実行委員会 委員	
	森 信子	ねこの手 代表	
	松山 幸一郎	久代コミュニティ協議会 会長	
関係行政機関	高津 一男	伊丹市 都市交通部 みどり公園室 みどり自然課長	
	阪本 一生	川西市 土木部 公園緑地課長	
	首藤 健一	兵庫県 まちづくり部 公園緑地課長	
	家永 薫	兵庫県 阪神北県民局 宝塚土木事務所長	

謝 金 等 支 給 要 領

第 1 謝金

西猪名公園管理運営協議会の委員又は専門委員が、協議会の職務に従事したときは、別表に定める謝金を支給する。

第2 旅費

西猪名公園管理運営協議会の委員、代理人又は専門委員が、協議会の職務を行うために会議に出席し、または旅行したときは、「職員等の旅費に関する条例」（昭和35年兵庫県条例第44号）の規定に基づく額を支給する。

別表

区分	報酬の額(時間額)
大学教授級	6,100円
大学准教授級	5,100円
その他	4,100円